公営住宅法施行令の一部を改正する政令案要綱

１　公営住宅の家賃の決定の基礎等となる収入の計算について、ひとり親に係る控除の額を引き上げる。（本則関係）

２　附則

（１）この政令は、令和十年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

（２）所要の経過措置を定める。（附則第二項、第三項関係）